

A vertical strip on the left side of the cover features a close-up of bright yellow autumn leaves, likely ginkgo, with some green leaves visible at the bottom.

上三川町地域福祉計画

A blue gradient area at the bottom of the cover features a close-up of water ripples from a splash, with a small droplet still visible in the air above the ripples.

平成19年3月

上三川町

はじめに

21世紀を迎え、少子高齢化が急速に進展するなど社会が大きく変化する中、家庭や地域が助け合う機能が低下し、地域住民のつきあいが少なくなるなど、地域のつながりが薄くなってきており、地域福祉の推進が強く求められています。



このような中、本町では、これまで「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「障害福祉計画」などの個別計画に基づき各種福祉施策を積極的に推進してまいりましたが、一方、小学校区ごとに設立されている地区社会福祉協議会やコミュニティ組織も、コミュニティセンター等を拠点として子どもの居場所づくりや高齢者を対象にしたいいききサロンを実施するなど、多彩な地域福祉活動を展開してまいりました。

このように、これまでには行政や地域住民、地域福祉団体、ボランティア、事業者等がそれぞれの立場で個々に地域福祉活動を推進することが多くありましたので、地域福祉に関わるすべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み、地域福祉の理念を実現するための指針として、このたび「上三川町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「こころつながる、安心としあわせが実感できるまち、みんなで協力し合い築く地域福祉」という基本理念を定め、各種施策を体系づけています。

今後は、本計画に基づき、地域住民、地域組織、事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、相互に補完し合いながら地域福祉活動を推進していくことにより、それぞれの地域社会が、ひいてはこの町が安心としあわせの実感できる町になるものと考えておりますので、町民の皆様の特段の御支援と御協力をお願いいたします。

平成19年3月 上三川町長 猪瀬成男

目 次

I. 計画策定にあたって	1
I. 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景	3
2. 地域福祉計画の意義	4
3. 地域福祉計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の位置づけ	5
II. 上三川町の地域の現況と課題	7
II. 上三川町の地域の現況と課題	9
1. 地域の概況	9
2. 人口等の状況	10
(1) 人口及び世帯数の推移	10
(2) 地域別人口の動向	11
(3) 人口構成の推移	12
3. 地域福祉の現況	14
(1) 要援護高齢者数等の推移	14
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	14
(3) 療育手帳所持者の状況	15
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	16
(5) 保育所・幼稚園利用児数の状況	16
(6) 放課後児童クラブの利用者数の状況	17
(7) 生活保護の状況	18
(8) 自治会活動及びボランティア活動等の状況	18
4. アンケート調査及び地区座談会にみる地域福祉をめぐる今後の課題	22
(1) 町民の福祉意識等を高めるための取り組みの必要性	22
(2) 地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりの必要性	23
(3) 地域に眠るマンパワーを掘り起こすためのしかけづくりの必要性	23
(4) 社会福祉協議会など地域福祉推進組織・基盤の強化の必要性	23
(5) 安心して暮らせ、共につくる福祉のまちの推進の必要性	24
III. 計画の基本理念と基本目標	25
III. 計画の基本理念と基本目標	27
1. 計画の基本理念	27
2. 計画の基本目標	28
IV. 施 策	31

IV. 施策	33
1. 思いやりあふれる福祉のこころづくり	33
(1) 福祉教育・人権教育の推進	33
(2) 意識啓発の推進	33
(3) 交流の促進	34
(4) 男女共同参画による地域福祉の推進	34
2. 共に支え合う仕組みづくり	36
(1) 福祉コミュニティづくりの推進	36
(2) 地域活動の活性化	36
3. 地域福祉を支える人づくり	38
(1) 福祉ボランティアの育成	38
(2) 各種団体の育成	38
4. 自立した生活を送ることができる基盤づくり	40
(1) 相談支援体制の充実	40
(2) 情報提供体制の充実	40
(3) 利用者の権利擁護	41
(4) 社会的な支援を必要としている人への支援	43
(5) 保健、医療、福祉等の連携による総合的な対応	43
(6) 社会福祉協議会の基盤強化	44
(7) 地域の福祉拠点づくり	44
5. 安心して暮らせる環境づくり	46
(1) バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくり	46
(2) 移動手段の確保	46
(3) 安心・安全な地域づくり	47
(4) 地域の防災力・防犯力の向上	47
(5) サービス利用が困難な人への支援	48
V. 重点的に取り組むべき施策	51
V. 重点的に取り組むべき施策	53
VI. 計 画 の 推 進	55
VI. 計画の推進	57
1. 計画の推進	57
(1) 計画の推進体制	57
(2) 関係機関や各種団体との連携	57
(3) 社会福祉協議会との連携強化	57
(4) 計画の検証、評価	57
2. 地域住民、事業者、行政の役割分担	58

Ⅶ. 地域別の福祉力と今後の方向	61
Ⅶ. 地域別の福祉力と今後の方向	63
1. 本郷小学校区	63
2. 本郷北小学校区.....	64
3. 上三川小学校区.....	65
4. 坂上小学校区	66
5. 北小学校区	67
6. 明治小学校区	68
7. 明治南小学校区.....	69
資 料 編	71
資料編.....	73
1. 上三川町地域福祉計画策定委員会設置条例	73
2. 上三川町地域福祉計画策定委員会委員名簿	75
3. 上三川町地域福祉計画の策定経過	76

I. 計画策定にあたって

I. 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年わが国では、少子高齢化をはじめとして、社会が大きく変化しています。また人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化しています。こうした中、地域社会の成り立ちも大きく変わってきており、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減ったり、地域住民同士のつきあいが少なくなってきました。そのためボランティアなどの新しい考え方も入れながら、変化する社会の流れに適した新たな地域のつながりが求められるようになってきました。

国では、このような社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる福祉社会を将来にわたりつくっていくために、「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の根幹的な改革が進められています。これは、社会福祉の考え方を、従来の社会的弱者への「措置・給付」から、必要な人が必要な福祉サービスを選んで利用していく「契約・利用」へと考え方を転換するものです。その中で、地域福祉の充実は大きな柱の一つになっており、平成12年（2000年）には社会福祉事業法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（社会福祉法より）

●社会福祉基礎構造改革とは

【改革の趣旨】

○本改革は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うもの。

【改革の理念】

○個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、改革を推進する。

○具体的な改革の方向

- ・個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・質の高い福祉サービスの拡充
- ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

2. 地域福祉計画の意義

地域のつながりが薄くなっている今日、地域福祉の取り組みを進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや、地域活動が活発に行われるようにしていくことが大変重要になっています。また援護を必要とする人一人ひとりにきめ細かに対応していくためには、行政など公的な機関による施策、サービスだけでなく、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの主体的な活動や、お互いの協働による取り組みなども必要となっています。

地域福祉計画は、多くの町民から出された課題に対して、町が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。また高齢者福祉や障害者福祉など個別分野の具体的な施策展開は、この計画と整合性を図りながら、それぞれの分野別計画で事業展開するものです。

一方、このような策定の過程や地域に関わるすべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み、理念の実現をめざしていることから、この計画は、多様な主体により実現される社会計画としての側面も有し、今後さまざまな主体が地域で展開する取り組みが計画的に進められる道筋を示すという役割もあります。

3. 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められている事項（①地域における福祉サービスの適切な利用の推進 ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進）とその他、健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。

地域福祉計画は、上三川町総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するものと位置づけられます。また本計画は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策行動計画、障害福祉計画などの分野別計画に関し、それらの計画にかかる地域福祉の視点や理念・方針、推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割をもちます。

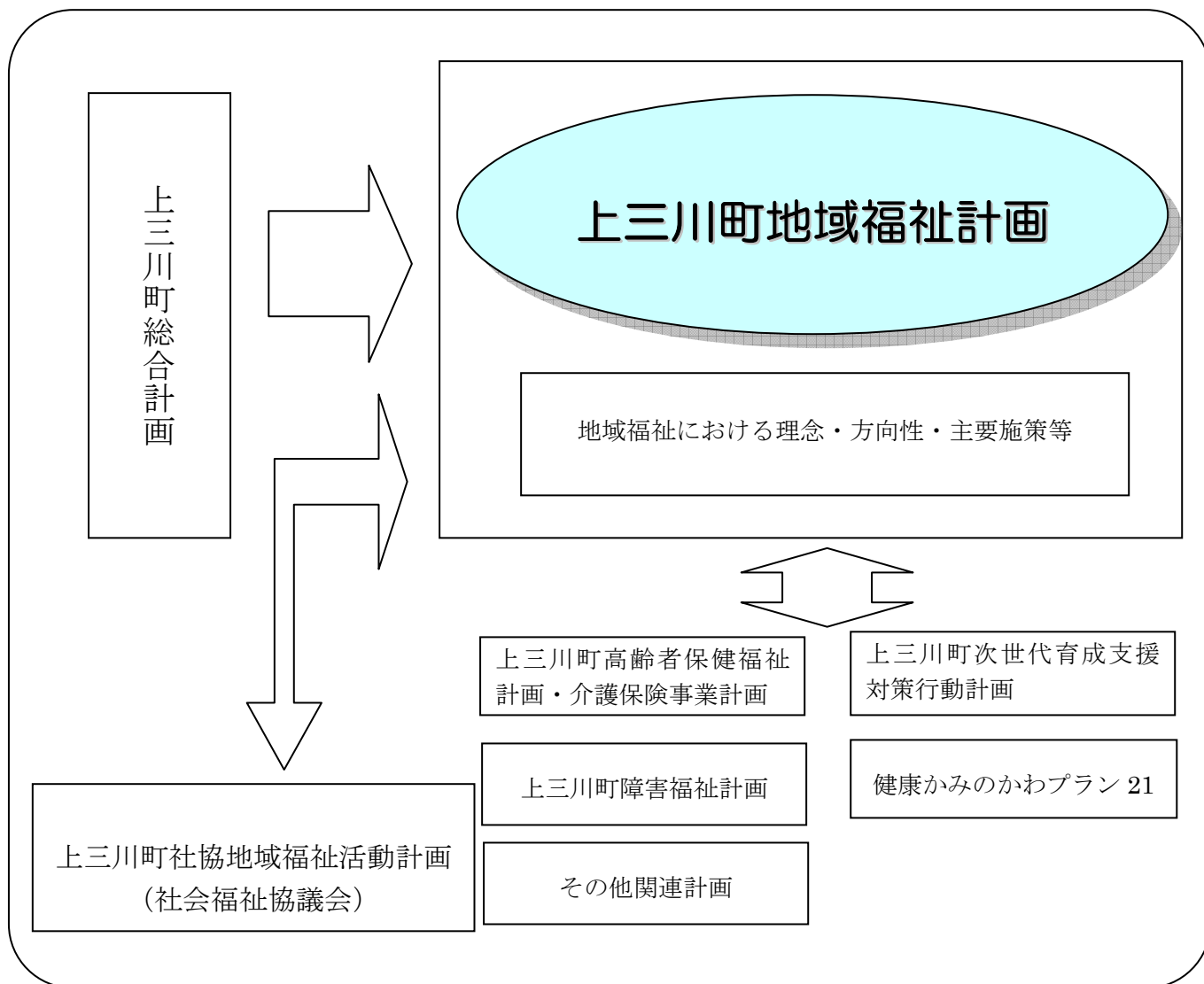
このため、本計画は、地域の視点から、高齢者・障害者・児童などの個別行政分野に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、総合計画と分野別計画の中間に位置づけられるものです。

4. 計画の期間

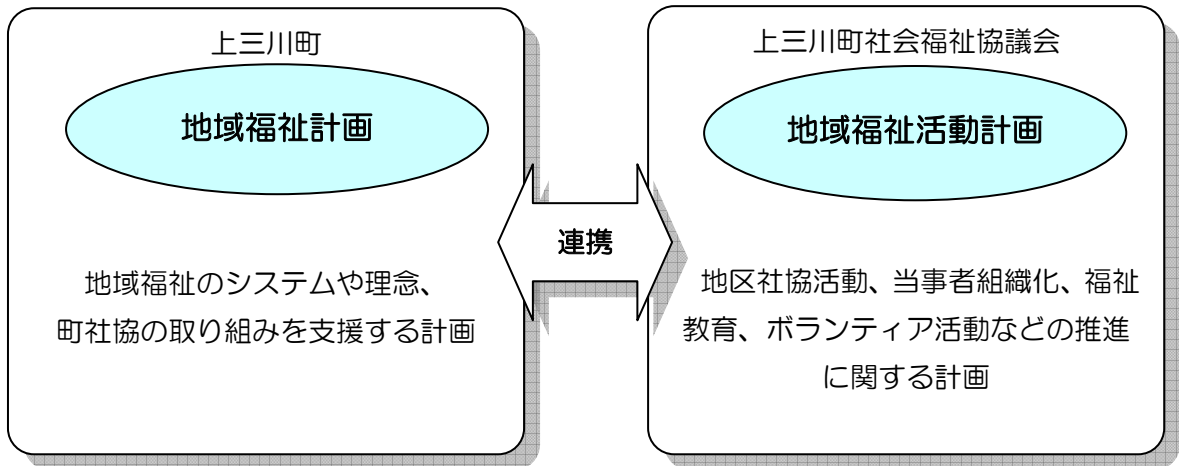
計画の期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 か年とし、平成 23 年度に、進捗状況や社会情勢の変化等に応じ必要な見直しを行います。

5. 計画の位置づけ

■上三川町の関連計画との関係



■上三川町地域福祉計画と上三川町社協地域福祉活動計画との関係



■関連計画の期間配置

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
上三川町総合計画												
上三川町地域福祉計画												
上三川町 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画												
上三川町 次世代育成支援対策行動計画												
第1期 障害福祉計画			上三川町障害福祉計画 (障害者基本計画)									
健康かみのかわプラン21												
上三川町社協地域福祉活動計画												

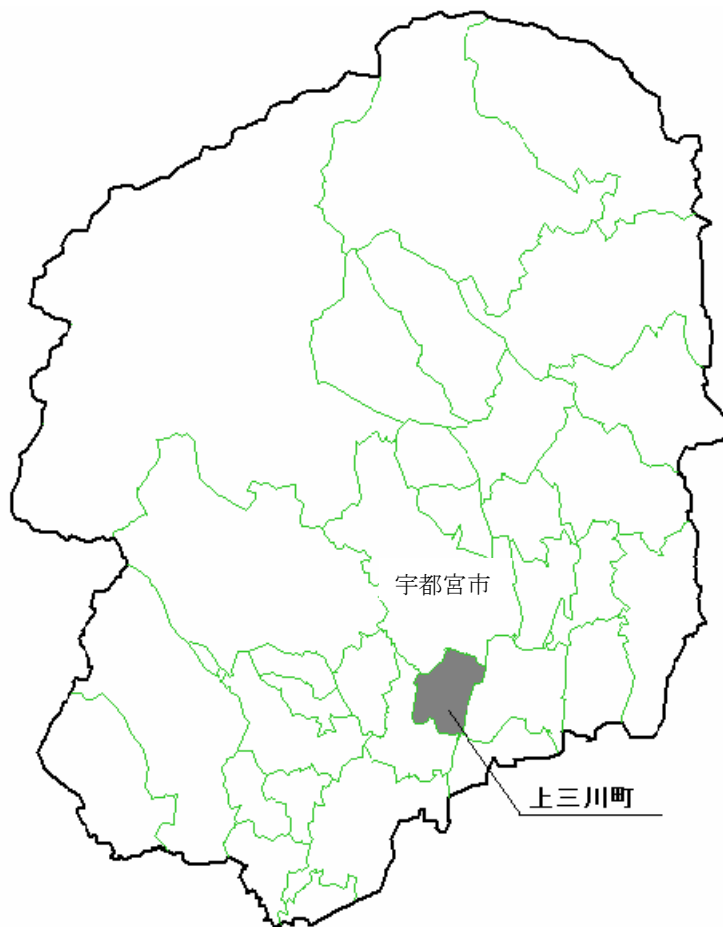
Ⅱ. 上三川町の地域の現況と課題

Ⅱ. 上三川町の地域の現況と課題

1. 地域の概況

本町は、関東平野の北部、首都 90km 圏に位置し、面積は 54.52k m²、北は県都宇都宮市、東は真岡市、西及び南は下野市と接しています。

■町の位置



平成 15 年度の町の総生産額は 2,411 億円、産業別構成は第 1 次産業が 1.5%、第 2 次産業が 78.7%、第 3 次産業が 20.9%となっています。大規模な自動車産業が立地しているため第 2 次産業の割合が高く、人口一人当たりの総生産額も 782 万円と県内の自治体の中では高水準となっています。

2. 人口等の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

本町の総人口は、近年、本郷台団地とゆうきが丘ニュータウンの相つぐ分譲開始や、並木山王地区と石橋駅東地区の土地区画整理事業の完成等により、増加傾向で推移してきています。世帯数も増加傾向で推移しており、核家族化が進んでいます。

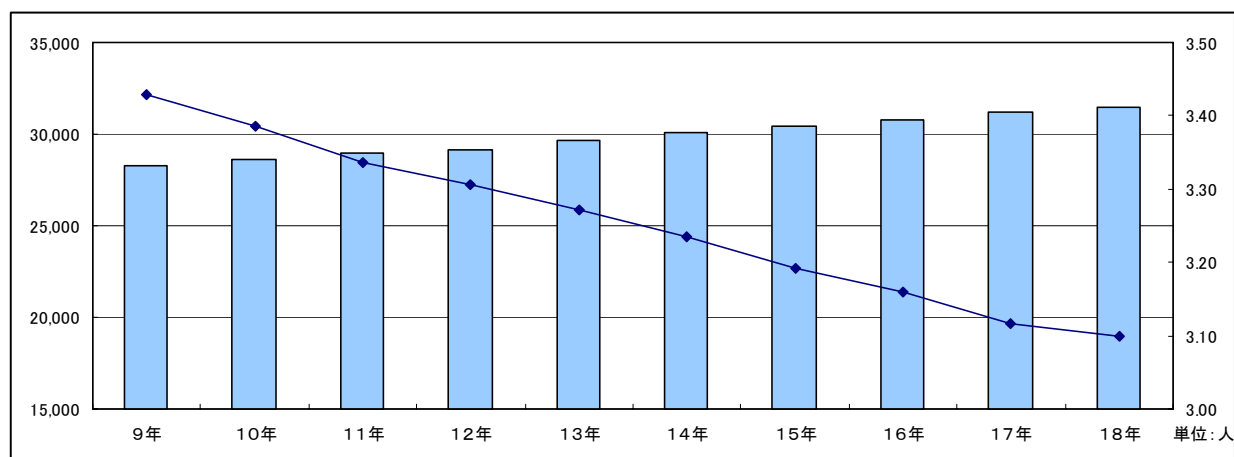
■人口及び世帯数の推移（住民基本台帳人口）

（単位：人、世帯）

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
(1)総人口	28,253	28,613	28,964	29,125	29,698	30,091	30,471	30,809	31,239	31,427
(2)男	14,298	14,467	14,679	14,747	15,043	15,246	15,524	15,711	15,957	16,030
(3)女	13,955	14,146	14,285	14,378	14,655	14,845	14,947	15,098	15,282	15,397
(4)世帯数	8,239	8,452	8,679	8,812	9,079	9,303	9,547	9,752	10,025	10,143
(5)一世帯当人数	3.43	3.39	3.34	3.31	3.27	3.23	3.19	3.16	3.12	3.10

※各年3月末現在

■人口及び一世帯当人数の推移（住民基本台帳人口）



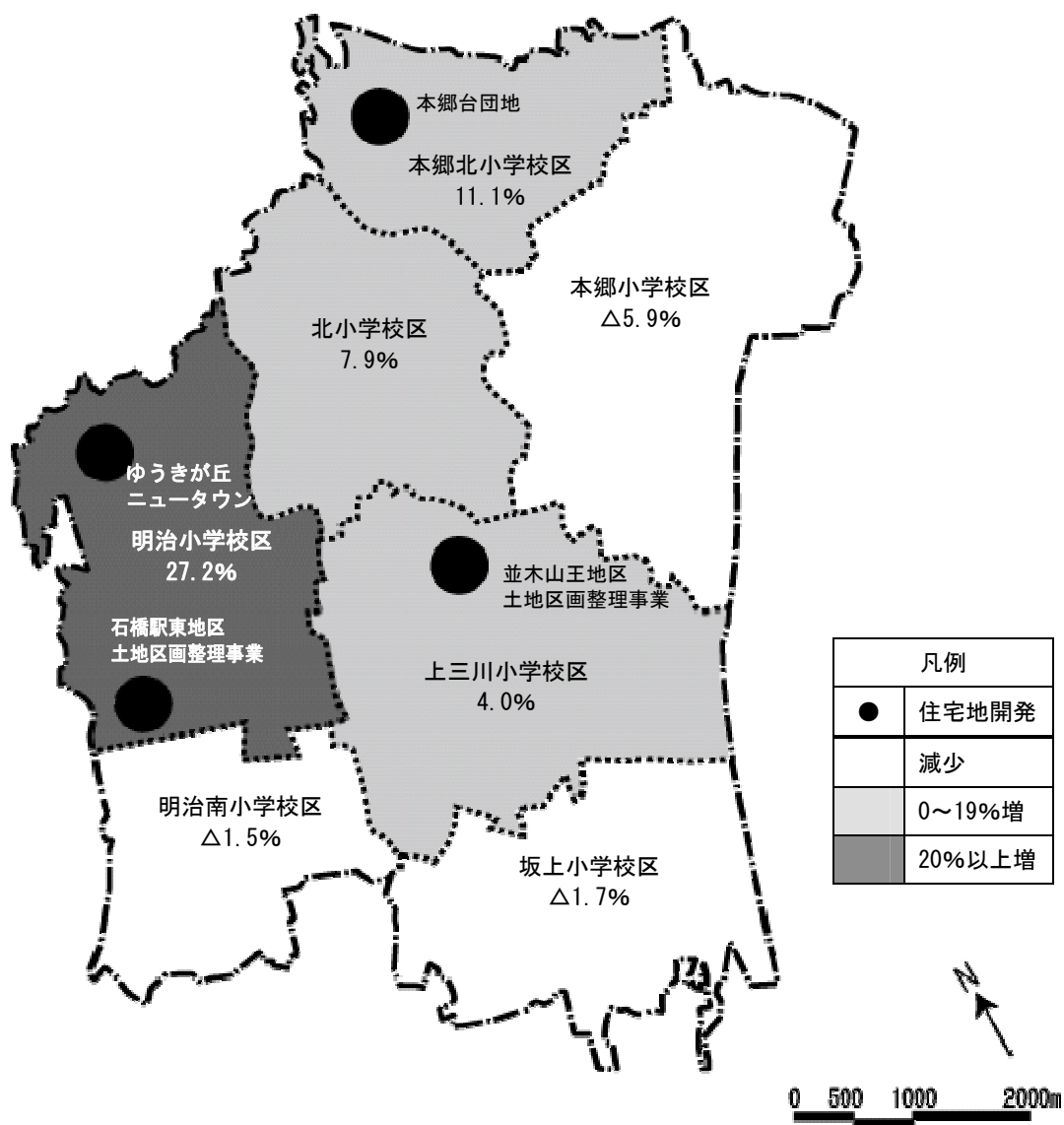
※各年3月末現在。棒は総人口、折れ線は一世帯当人数。

(2) 地域別人口の動向

地域別（小学校区別）人口の動向をみると、平成13年から17年にかけて最も人口が伸びたのは、平成5年にゆうきが丘ニュータウンの分譲が開始し、平成9年に石橋駅東地区土地区画整理事業が完成した明治小学校区であり、27.2%となっています。

平成4年に本郷台団地の分譲が開始した本郷北小学校区が11.1%の伸び、平成11年に並木山王地区土地区画整理事業が完了した上三川小学校区が4.0%の伸びとなっています。

■地域別（小学校区別）人口の動向（平成13～17年）

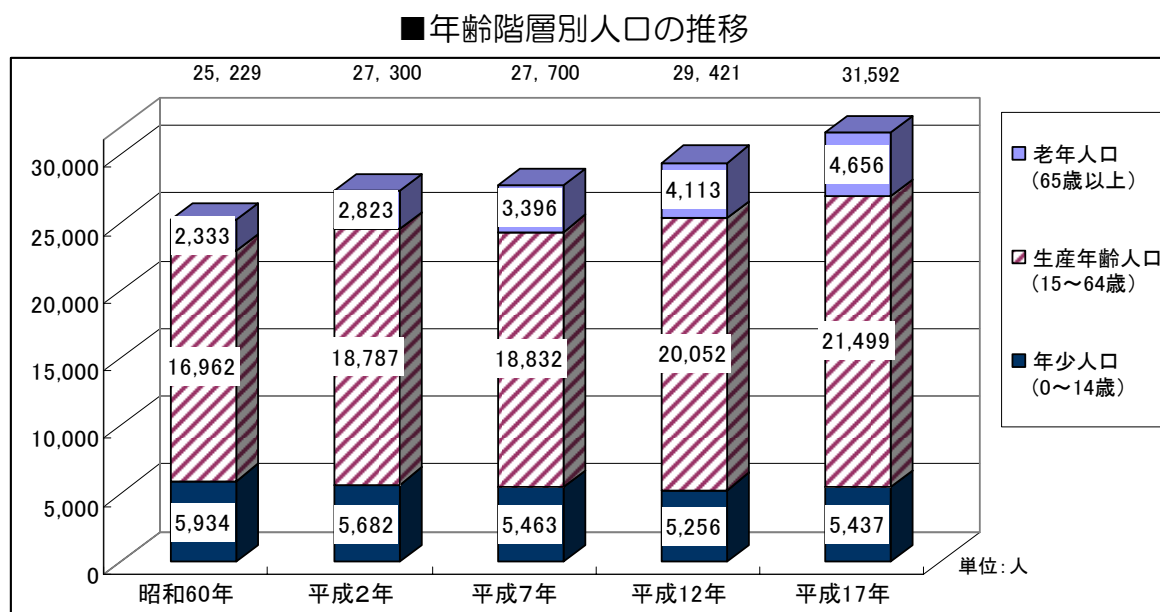


資料：住民基本台帳及び外国人登録の合計（各年4月1日現在）

(3) 人口構成の推移

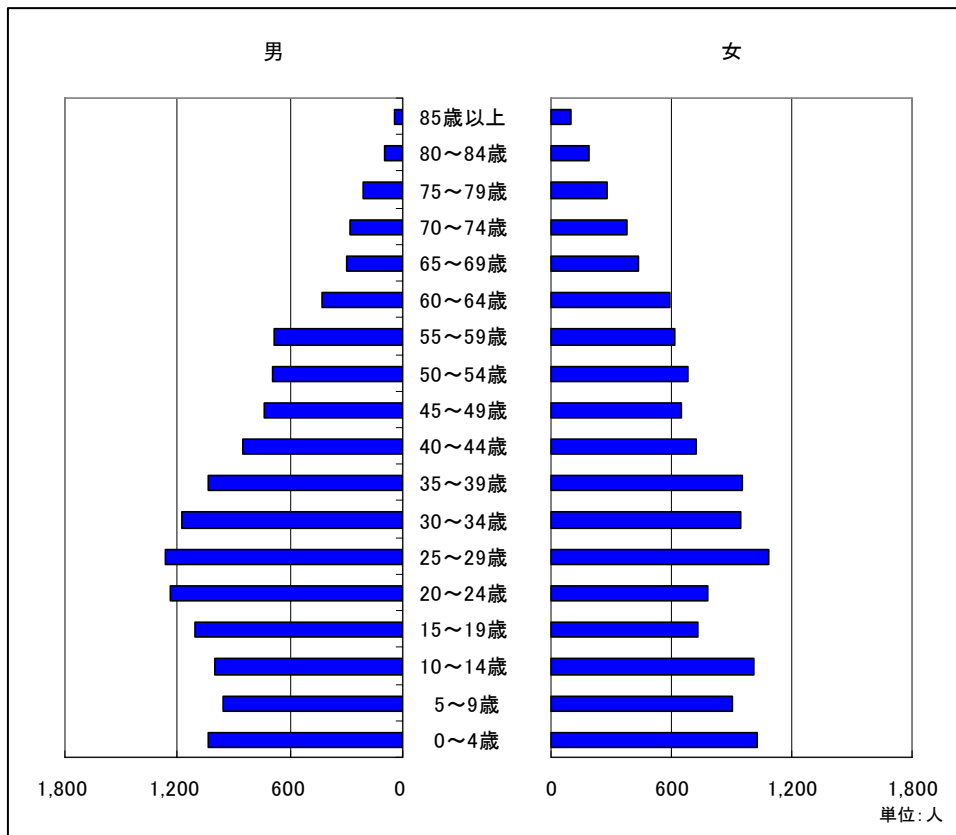
人口が増加していく中でも、少子・高齢化が進んでおり、昭和60年から平成17年までの5回の国勢調査結果で推移をみると、65歳以上の人口は、昭和60年の2,333人から4,656人へ2,323人の増加、0～14歳の人口は5,934人から5,437人へ497人の減少となっています。

平成17年国勢調査における人口構成比は、65歳以上の人口が14.7%、0～14歳の人口が17.2%となっています。

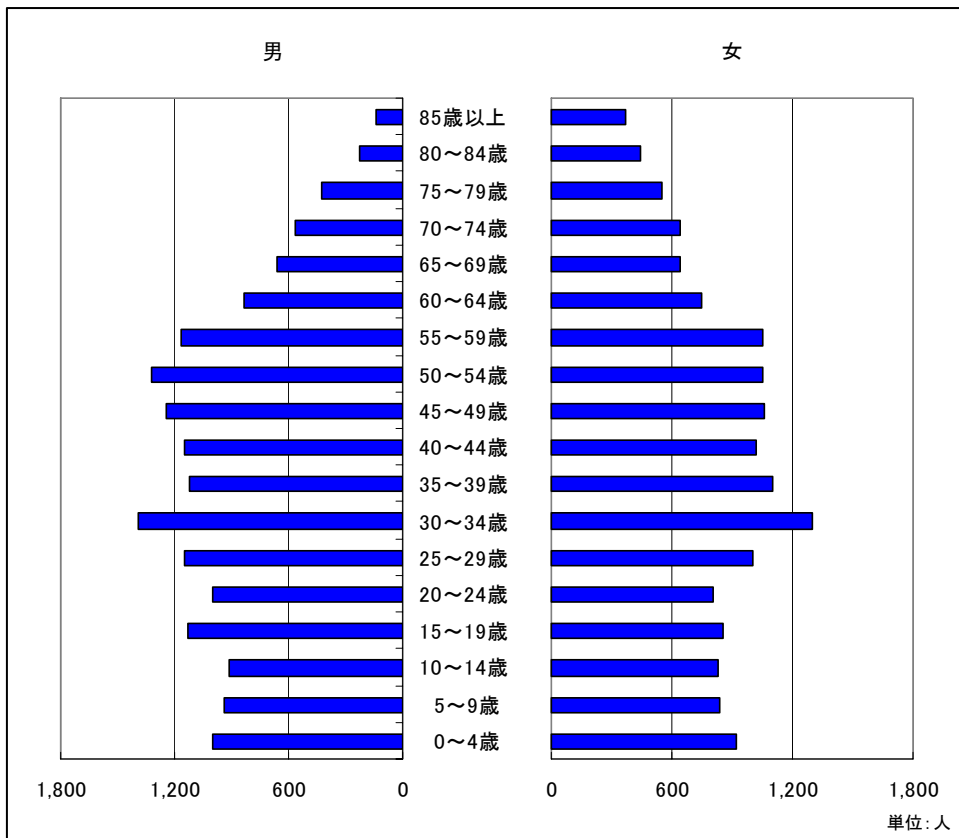


資料：国勢調査

■人口ピラミッド（昭和60年国勢調査）



■人口ピラミッド（平成17年国勢調査）



3. 地域福祉の現況

(1) 要援護高齢者数等の推移

高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者、高齢夫婦のみの世帯が増加しています。また、介護保険の認定者数も増加しています。

■要援護高齢者数の推移

(単位：人)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成16年度	平成17年度
一人暮らし	152	158	176	191	202
高齢夫婦のみ	167	175	188	184	195

資料：社会調査表／各年度4月1日現在

■要介護高齢者（認定者）数の推移

(単位：人)

	平成13.3末	平成14.3末	平成15.3末	平成16.3末	平成17.3末	平成18.3末
要支援	42	40	45	60	81	90
要介護1	109	103	134	171	186	200
要介護2	88	74	109	102	91	101
要介護3	58	70	72	89	96	102
要介護4	67	59	74	99	99	121
要介護5	69	82	103	106	105	84
計	433	428	537	627	658	698

資料：社会調査表

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳保持者数は、平成16年度以降、増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1級	226	241	252	251	254	268
2級	192	199	208	203	208	215
3級	171	177	186	168	166	169
4級	216	223	239	218	233	247
5級	56	56	56	54	51	53
6級	78	84	86	86	85	87
計	939	980	1,027	980	997	1,039

資料：栃木県障害福祉課／各年度4月1日現在

身体障害者手帳保持者の内訳をみると、肢体不自由の占める割合が高いですが、近年では内部障害（心臓・腎臓・呼吸器等の障害）も著しい伸びをみせています。

また、高齢化を反映して、身体障害者手帳保持者の高齢化も進行しています。

■身体障害者手帳所持者（種類別）の推移

（単位：人）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
視覚	50	50	54	55	54	59
聴覚・平衡	193	207	208	192	193	198
音声・言語	10	10	12	10	9	10
肢体不自由	441	455	472	460	466	485
内部障害	189	198	220	205	214	229
複合	56	60	61	58	61	58
計	939	980	1,027	980	997	1,039

資料：栃木県障害福祉課／各年度 4 月 1 日現在

■身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移

（単位：人）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
18 歳未満	19	20	20	24	27	24
18～64 歳	341	338	355	352	342	341
65 歳以上	579	622	652	604	628	674
計	939	980	1,027	980	997	1,039

資料：栃木県障害福祉課／各年度 4 月 1 日現在

（3）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 13 年度の 123 人から平成 18 年度には 148 人と、25 人（20.3%）の増加となっています。

また、年齢構成では、18 歳未満が減少傾向にあるのに対し、18～64 歳、65 歳以上は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
18歳未満	39	41	41	35	36	34
18～64歳	79	84	87	94	100	105
65歳以上	5	5	7	7	8	9
計	123	130	135	136	144	148

資料：栃木県障害福祉課／各年度4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成14年度の25人から平成18年度には60人と、35人(140%)の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1級	7	11	13	16	15
2級	11	17	19	19	29
3級	7	12	16	16	16
計	25	40	48	51	60

資料：栃木県障害福祉課／各年度4月1日現在

(5) 保育所・幼稚園利用児数の状況

年少人口(0～14歳人口)は減少傾向にありますが、保育所・幼稚園利用児数は総体では増加傾向にあります。

■保育所利用児数の推移

(単位：人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
0歳	14	20	19	18	20	16
1歳	52	52	65	47	67	80
2歳	77	63	84	81	68	90
3歳	71	76	73	81	101	80
4歳	83	73	92	76	87	104
5歳	88	77	79	78	76	90
計	385	361	412	381	419	460

資料：町健康福祉課／各年4月1日現在

■幼稚園園児数の推移

(単位：人、所)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
2 歳	0	0	4	9	4	4
3 歳	194	189	218	232	266	264
4 歳	269	274	278	290	308	326
5 歳	281	267	277	274	290	309
計	744	730	777	805	868	903
施設数	19	24	28	29	29	32

資料：町健康福祉課／各年 4 月 1 日現在

(6) 放課後児童クラブの利用者数の状況

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向で推移しており、平成 13 年の 111 人から平成 18 年には 169 人と、58 人 (52.3%) の増加となっています。

■放課後児童クラブの利用者数の推移

(単位：人、所)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
1 年	37	58	37	45	51	54
2 年	36	41	48	42	40	53
3 年	27	29	39	32	39	37
4 年	8	3	10	12	21	19
5 年	2	3	2	8	4	6
6 年	1	0	2	2	2	0
計	111	134	138	141	157	169
か所数	4	5	5	5	5	6

資料：町健康福祉課／各年 4 月 1 日現在

■障害児学童保育館の利用者数の推移

(単位：所、人)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
か所数	1	1	1
児童数	6	6	9

資料：町健康福祉課／各年 4 月 1 日現在

(7) 生活保護の状況

生活保護の状況は、不況を反映して、近年、被保護人員、被保護世帯数とも増加傾向にあります。世帯類型別にみてもいずれも増加傾向にあります。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移

(単位：人、世帯)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
被保護人員	60	65	73	78	74	77
被保護世帯	50	53	54	58	61	66

資料：栃木県下都賀福祉事務所／各年 4 月 1 日現在

■世帯類型別被保護世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
高齢者世帯	26	29	28	28	30	34
傷病障害者世帯	20	19	20	21	23	22
母子世帯	2	3	5	6	6	7
その他	2	2	1	3	2	3

資料：栃木県下都賀福祉事務所／各年 4 月 1 日現在

(8) 自治会活動及びボランティア活動等の状況

自治会の加入率は微減傾向にあります。また、ボランティア活動については、団体活動では団体数、参加人数ともに横ばい傾向にあります。個人ボランティア数については平成 17 年までは減少傾向にありましたが、平成 18 年は大きな伸びをみせています。

NPO法人は、1 団体設立されています。

■自治会の加入率の推移

(単位：%)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
加入率	94.14	92.29	93.57	91.22

資料：町総務課、住民生活課データから算出／各年 4 月 1 日現在

■ボランティア活動の推移

(単位：団体、人)

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
ボランティア団体数	8	9	8	8	9	9
ボランティア人数	280	275	272	273	261	273
個人ボランティア 人数	224	225	142	139	137	687

資料：町社会福祉協議会／各年4月1日現在

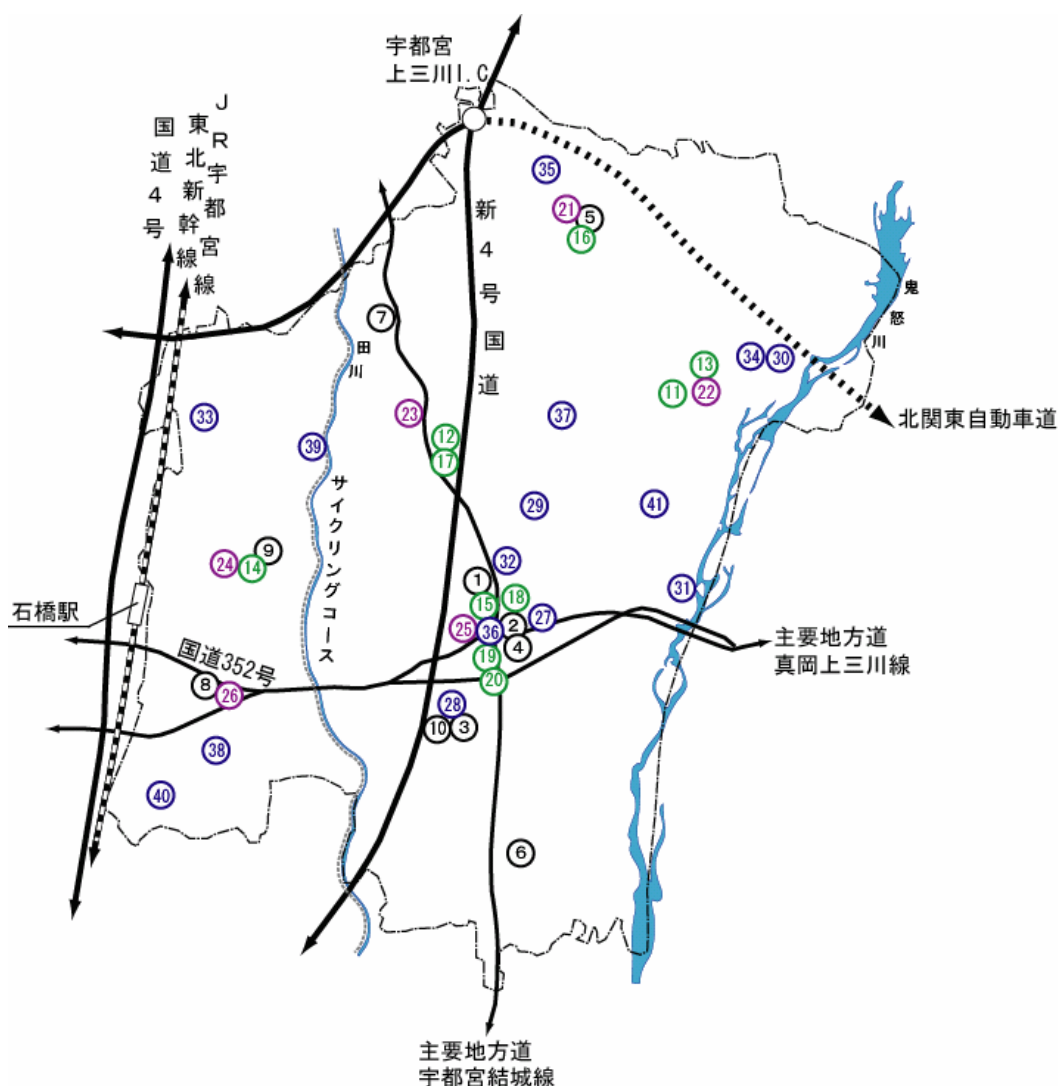
注：平成 18 年個人ボランティア人数の増加は、地域安全見守隊の創設による。

■NPO法人数の推移

	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
法人数	1	1	1	1	1

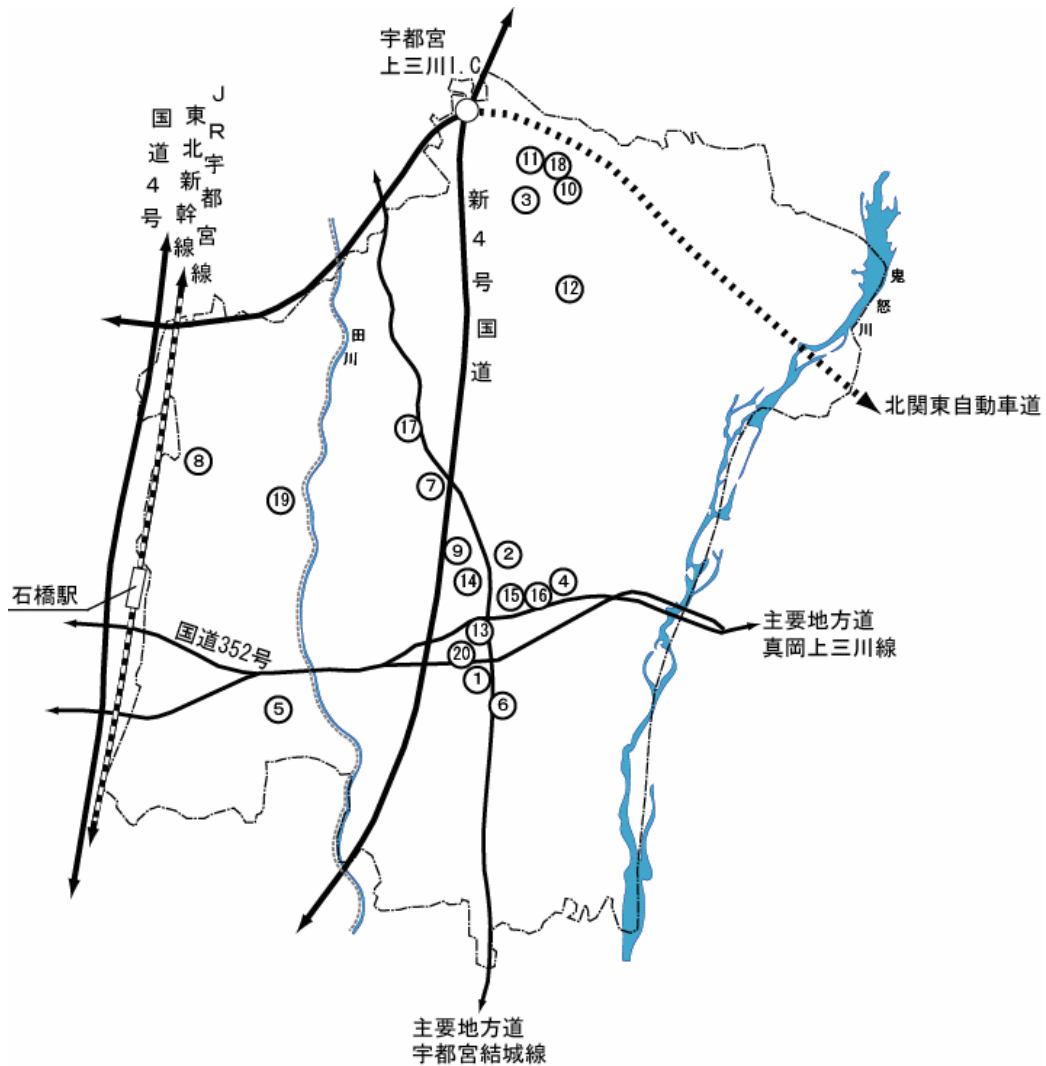
資料：町健康福祉課／各年4月1日現在

■上三川町保健福祉施設位置図



○ 役場・公民館等	15 上三川保育所	29 磯川緑地公園
1 上三川町役場	16 ふざかし保育所	30 蓼沼緑地公園
2 図書館	17 やしお幼稚園	31 桃畑緑地公園
3 中央公民館	18 しらさぎ幼稚園	32 しらさぎ公園
4 保健センター	19 あげほし保育所	33 ゆうき公園
5 本郷北コミュニティーセンター	20 上三川幼稚園	34 蓼沼親水公園
6 坂上コミュニティーセンター	○ 学童クラブ	35 ゆうがお公園
7 石田コミュニティーセンター	21 本北小学童クラブ	36 からくり時計（大通り公園）
8 多功コミュニティーセンター	22 本小学童クラブ	37 西原北公園
9 明治地域福祉センター	23 北小学童クラブ	38 多功児童公園
10 体育センター	24 明小学童クラブ	39 水環境神主公園
○ 児童館・保育所	25 上小学童クラブ	40 多功南原公園
11 蓼沼児童館	26 南っ子学童クラブ	41 上郷公園
12 願成寺児童館	○ 公園	
13 蓼沼保育所	27 上三川城址公園	
14 大山保育所	28 富士山公園	

■上三川町保健事業協力医療機関位置図



○	医院・病院	7	山崎医院	14	梅沢歯科医院
1	小口内科小児科医院	8	石川医院	15	和田歯科医院
2	竹澤内科医院	9	せんば医院	16	二階堂歯科医院
3	山中医院	10	本郷台医院	17	三山歯科クリニック
4	上三川病院	11	やまだ脳神経外科クリニック	18	やなぎだ歯科クリニック
5	藤沼医院	12	倉持整形外科上三川	19	山崎歯科クリニック
6	やの小児科医院	13	柳田歯科医院	20	さとう歯科クリニック

4. アンケート調査及び地区座談会にみる地域福祉をめぐる今後の課題

地域福祉アンケート調査（平成 17 年度実施。以下「アンケート調査」という。）及び地区座談会の結果から、本町の地域福祉をめぐる課題は次のように整理されます。

（1）町民の福祉意識等をも高めるための取り組みの必要性

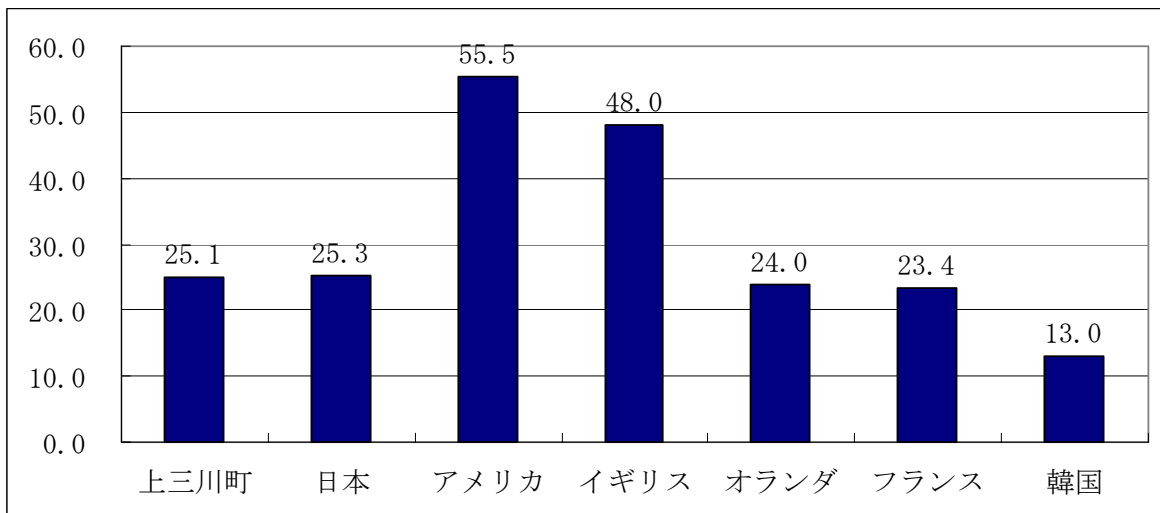
アンケート調査によると、自治会等の組織的な地域活動への参加経験のある人が半数を超えていますが、福祉ボランティア活動等への参加経験者となると4分の1となっています。

一方、福祉情報の入手については、“入ってこない”とする意見が“入ってくる”を大きく上回っています。また、ボランティア活動の輪を広げるためには、「活動の内容を知らせる広報の充実」や「地域の福祉の実態を住民に伝える」ことが重要との認識が多くなっています。

こうした結果を踏まえ、全町挙げての地域福祉を推進するため、町民の多くが情報の入手先としてあげている「広報かみのかわ」や「社協だより」・「サクス」の内容の充実や配布の工夫など情報提供方法の充実を図るほか、各種の関連啓発活動の展開・充実に努め、町民の福祉意識・ボランティア意識、さらには福祉意識・ボランティア意識の基礎となる人権意識を高めていく必要があります。

■ ボランティア活動参加経験率

（単位：％）



注) 上三川町は「現在活動」と「過去に活動」の和。

他は、「平成12年度国民生活白書」による。過去1年間の参加経験者。

(2) 地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりの必要性

町域は本郷小学校区・本郷北小学校区・上三川小学校区・坂上小学校区・北小学校区・明治小学校区・明治南小学校区の7小学校区から構成されていますが、近隣の人や地域の子どもの付き合い、自治会等組織的な地域活動への参加状況など地域との関わりのありようについては、新興住宅地域、農村地域、既存市街地域とそれぞれの地域特性を反映して多様なものとなっています。

各地区の地域との関わり方の現状や社会資源などを踏まえ、地域特性を活かした支え合いの仕組みづくりを推進する必要があります。

(3) 地域に眠るマンパワーを掘り起こすためのしかけづくりの必要性

アンケート調査では、20歳代を中心に若年層において、近所づきあいなど地域との関わりが希薄であるなど地域への関心が低いものとなっていますが、その一方で、ボランティア活動への興味については低くはない結果です。

また、今後、団塊の世代の人々が大量に退職し、「地域に帰る」こととなりますが、これらの人々が、地域福祉の貴重な担い手となることが期待されています。

地区座談会においても、地域福祉活動への参加者の固定化が指摘され、地域を支える人材の育成が重要な課題であるとの意見が多く出されました。

このため、若年層や団塊世代の地域福祉活動への積極的な参加を促すため、「活動の内容を知らせる広報の充実」「地域での学習・活動を調整する人材の充実」を進めるなどのしかけづくりが必要となります。

(4) 社会福祉協議会など地域福祉推進組織・基盤の強化の必要性

町社会福祉協議会はこれまで地域福祉の推進組織として活動を進めてきました。アンケート調査によると、社会福祉協議会について、名前に対する認知度については73.9%と高いものがありますが、活動内容の認知度については19.8%と多くの人知らない結果となっています。

また、地区座談会では、地域福祉活動の推進のためには、地域情報の共有、拠点施設の確保が不可欠であることが挙げられています。

このため、社会福祉協議会の活動への理解を深め、活動への住民参加を進めるなど組織の強化を図るとともに、そのためのソフト・ハード両面にわたる基盤の整備充実も図っていく必要があります。

(5) 安心して暮らせ、共につくる福祉のまちの推進の必要性

上三川町が追求すべき「福祉のまち」の将来像としては、アンケート調査では「安心して施設や在宅サービスが利用できる」まちが47.7%と最も多く、次いで「将来にわたり、安心して生活できる」まち（41.0%）と続いています。また、地区座談会においても、地域の安全確保が今後の大きな課題であるとの意見が多く出されており、“安心”がキーワードとなっています。

また、地域福祉を推進していくうえでは、「住民も行政も協力し合い、共に取り組むべき」との考え方が47.3%に上り、他の項目を引き離しています。安心して暮らせるまちをめざして、住民と行政が共に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

Ⅲ. 計画の基本理念と基本目標

Ⅲ. 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

**こころつながる
安心としあわせが実感できるまち
みんなで協力し合い築く地域福祉**

「こころつながる安心としあわせが実感できるまち」は、

「町民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、社会的地位などに関わりなく、個人として尊重され、お互いに認め合い、こころをつなげることにより、安心して希望のもてるまち」をつくることを表しています。

また、「みんなで協力し合い築く地域福祉」は

「地域の中で、住民、ボランティア団体、行政等が協力して、お互いに支え合うことにより、住みよい上三川をめざす地域福祉づくり」を表しています。

2. 計画の基本目標

思いやりあふれる福祉のこころづくり

私たちは、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、人を、地域をお互いに育て合い、人権を尊重する、思いやりあふれるまちづくりを推進します。

共に支え合う仕組みづくり

私たちは、地域住民相互のふれあいを大切にするとともに、地域活動に主体的に参加し、お互いに支え合える仕組みづくりを推進します。

地域福祉を支える人づくり

私たちは、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の生活課題を自分自身の問題として捉えられるよう、ひとづくり、組織づくりを推進します。

自立した生活を送ることができる基盤づくり

私たちは、支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で、健康で心豊かに自立した生活ができる、地域福祉の基盤づくりを推進します。

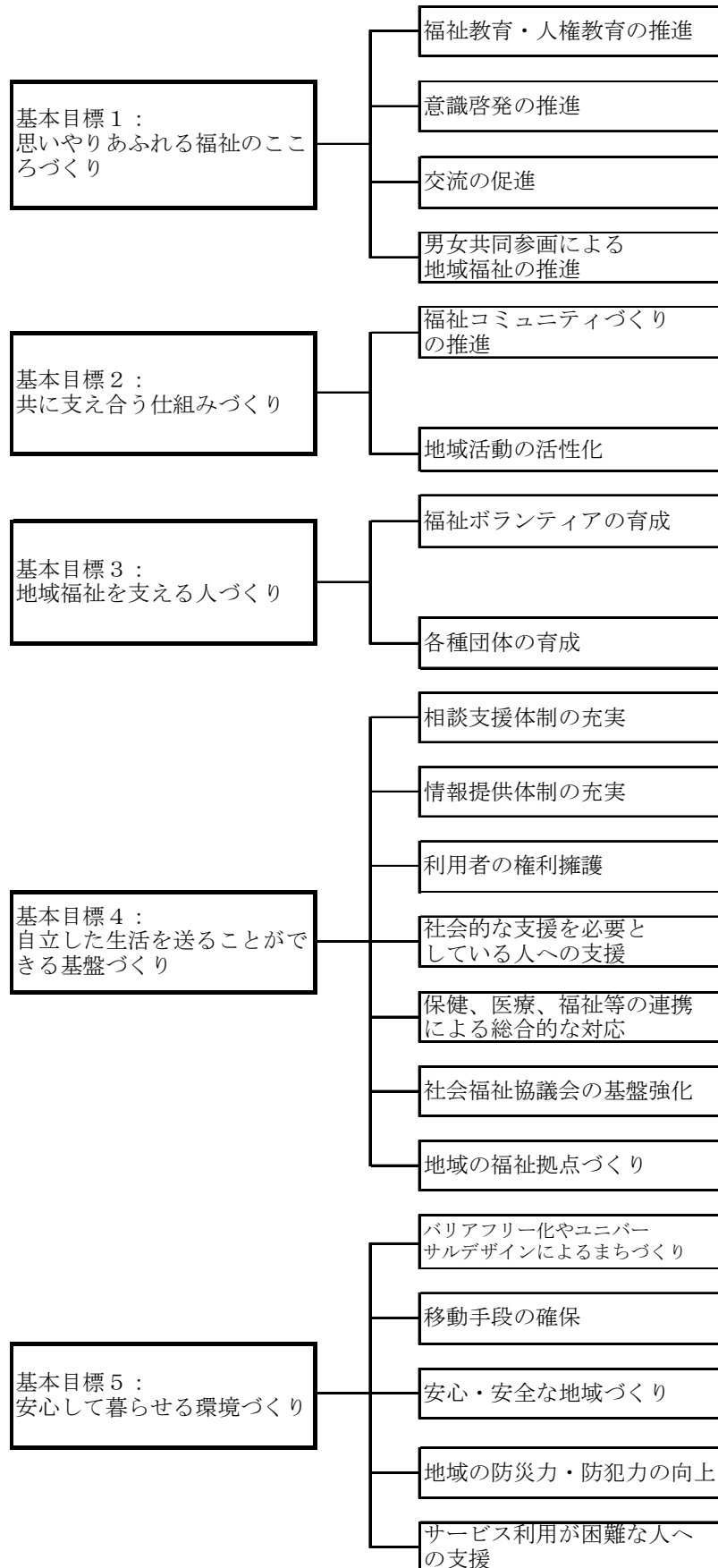
安心して暮らせる環境づくり

私たちは、町民一人ひとり、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、それぞれの能力を活かした社会生活や快適な日常生活を送れるよう、安心して生活できる環境づくりを推進します。

■計画のリーディング指標

現 状	達成目標
●地域社会に支えられていると思う率 (22.1%)	50%
●地域の子どもに声かけなどを行っている率 (45.8%)	75%
●福祉ボランティアの参加経験率 (25.1%)	50%

■施策の体系



IV. 施 策

IV. 施策

1. 思いやりあふれる福祉のこころづくり

(1) 福祉教育・人権教育の推進

■方向

福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育むため、次代を担う青少年をはじめ全町民に対する福祉教育や福祉体験、人権教育を推進し、福祉意識の高揚を図ります。

■施策

①福祉教育・人権教育の推進

町民の福祉意識、人権意識の醸成を図るため、学校教育の場、生涯学習の場をはじめあらゆる場で、福祉教育、人権教育の推進を図ります。

②ボランティア教育の推進

児童、生徒を対象に、社会福祉への関心や理解を深めてもらうために、地域での具体的なボランティア活動を通して、思いやりの心をはぐくみます。

③福祉体験学習の推進

学校等からの要請に基づき、高齢者の疑似体験や車椅子体験等を実施します。

(2) 意識啓発の推進

■方向

福祉のこころづくりのためには、大人への意識啓発も重要となります。このため、地域へ出向いての出前福祉講座や、人権擁護の啓発のための講座を開催し、大人の福祉意識づくりを実施します。

■施策

①福祉の出前講座の実施

福祉意識を高めるため、地域に出向く、福祉の出前講座を開催します。

②公民館活動を通じた啓発の推進

福祉への理解を深めるため、公民館事業において人権擁護の啓発のための講

座を設けます。

(3) 交流の促進

■方向

少子化や核家族化に伴い、家庭の中で、子どもと高齢者が触れ合う機会が減っている状況にあります。また、障害をもつ人ともたない人との交流も強く求められてきています。

このため、世代を超えた交流や、障害児・者と障害をもたない人との交流を進め、相互の理解を深め、思いやりの心を育てていきます。

■施策

①世代間交流事業の推進

地域の高齢者と子どもが昔遊びや餅つき等の交流会を通してふれあえるよう、世代間の交流事業を推進します。

②交流の推進

障害のない児童生徒と障害のある同世代の児童生徒が相互理解を深められるよう、交流教育や福祉施設との交流等を推進します。

(4) 男女共同参画による地域福祉の推進

■方向

子育てや介護などは、いまだに女性の仕事という意識が根強く残っています。また、ボランティア活動への参加においても女性の方が活発です。

このため、男性の参加を促進し、男女共同参画による地域福祉を推進します。

■施策

①男女共同参画の推進

男女共同参画による地域福祉に向けて、啓発パンフレットの発行や地域住民を対象とした出前講座の実施等により、啓発の推進を図ります。

②男性のボランティア活動の促進

男性の参加しやすいボランティア講座を開催し、男性ボランティアの育成を図ります。

地域の声！

- 思いやり・助け合える地域にする
- 子ども達・お年寄りが明るく住める町へ
- 世の中を明るくするのは若い世代
- 大人と子どものコミュニケーションをしっかりとりたい
- 老人と子どもとの交流が少ない
- 女性は元気、男性は集まることが少ない
- 隣近所は助け合うことが大事
- 子どもたちの挨拶がよい
- 地域のお年寄りのひとが気になる
- 小・中学生とのコミュニケーション
- 親父の会があり、父親と子どもが集まるものがあるが、横の連携がとれない、その場だけである

(地域座談会の意見から)

2. 共に支え合う仕組みづくり

(1) 福祉コミュニティづくりの推進

■方向

地域福祉を推進するためには、地域住民の福祉活動への積極的な参画が求められます。地域住民の福祉活動への参画を促進するため、地域の住民同士が気軽にふれあい、交流でき、話し合える場づくりを進め、支え合い活動の基盤となる福祉コミュニティづくりを推進します。

■施策

①気軽に参加できるつどいの場づくり

住民どうしが日常的なあいさつや会話などを通じてお互いに知り合うとともに、つながりをより深めていくための、気軽に楽しいつどいの場づくりを推進し、地域におけるコミュニケーションの活発化を図ります。

②新旧住民の交流機会づくり

新しく転居して来た住民が、地域に早くなじみ、地域に愛着を持てるように、新旧住民の交流を目的とするイベントの開催促進など、古くから住む住民との交流を図り、住民が一体となった地域づくりをめざします。

(2) 地域活動の活性化

■方向

自治会や関係団体と協力しながら、隣近所のあたたかい関係づくりに向けて、声かけやあいさつ、近所づきあい、見守りなどを大切にする風土づくりを推進します。

■施策

①ご近所づきあいの推進

地域が見守りや声かけなど継続的な働きかけを日常的に行えるよう、ご近所づきあいの推進を図ります。

②地域で支え合うルールづくり

個人のプライバシー保護に配慮し、地域での見守りや声かけなどの際に一定の方針・基準を設けるなど、ルールづくりに取り組みます。

③地域を考え、見直すきっかけづくり

地域伝統行事の後継者養成への事業に対する助成により、地域を考え、見直すきっかけづくりを行い、近所づきあい、見守りなどを大切にする風土づくりを推進します。

地域の声！

- 地域の中で日頃のふれあいが少ない
- アパート・マンションの人とのコミュニケーションが取れていない
- 隣近所の助け合いができるように
- 近隣の付き合いの希薄化
- 子どもは、学校と家庭の行き来の中で悪いことを覚える（ひとりでは悪いことはしない）
- 新旧の住宅が混じって行き来が少ない
- 各自治会の交流が少ない
- 新住民の人は行事に参加してほしい
- ふれあいの場をつくる
- 声かけ・日頃の交流から、子ども達の学校の内容、子ども達の日常がわかる
- 交流・声かけをできる町は、子ども達を育てる意識が高い町だ
(地域座談会の意見から)

3. 地域福祉を支える人づくり

(1) 福祉ボランティアの育成

■方向

次代を担うボランティアを育成するために、関係機関、関係団体等と連携し、青少年のボランティア活動への参加を促進します。さらに、地域で身近な福祉活動を行うボランティア実践者やリーダーなど、地域活動の担い手の育成・発掘に努めるとともに、特に高齢期を迎える団塊の世代を対象に、その経験を活かせる仕組みづくりを行い、担い手として積極的な育成を行っていきます。

■施策

①青少年のボランティア活動参加促進

町社会福祉協議会が実施している中学生・高校生サマースクールの充実を促進するとともに、学校教育の場においても児童・生徒等のボランティア活動の支援や教員の研修などを推進します。

また、若い世代が、ボランティア活動、地域活動に関心をもち、参加していくよう支援に努めます。

②団塊世代のボランティア活動等参加促進

地域で身近な福祉活動を行う人材として、退職を迎える団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加を積極的に働きかけたり、元気な高齢者がボランティア活動、地域活動に関心をもち、参加していくよう支援に取り組みます。

③障害者のためのボランティアの育成

重度の障害者を支援でき、その症状に対応できる専門知識をもったボランティアの育成に努めます。

④ボランティアセンター機能の充実

ボランティアに参加したい人たちとボランティアを必要としている人たちをつなぐためにボランティアコーディネーターを養成するなど、町社会福祉協議会のボランティアセンター機能の一層の充実に向けた支援を行います。

(2) 各種団体の育成

■方向

NPOやボランティアなど地域福祉活動団体の育成を図るとともに、地域の福祉活動を行っている様々な団体が協力と連携を図れる交流の場づくりを推進していきます。また、各種ボランティア団体等の活動支援や情報提供の充実など、各種団体の活動を促進させるための支援を行っていきます。

■施策

①NPOや住民活動団体の創設支援

多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、町と協働して地域福祉を推進する団体として、NPO法人をはじめとする住民活動団体の創設を支援します。

②情報の提供

他市町村の団体の活動事例や、民間財団の補助金情報等をインターネットや専門誌等のさまざまな媒体を通じて収集するとともに、関係団体にその情報を提供します。

③連絡会議、講習会の開催

地域ごとに組織されている団体（老人クラブ、PTA等）の連絡会議や、活動の異なる団体間（自治会とボランティア等）での会議等、情報交換の必要性が高い団体間で連絡会議や講習会を開催します。

地域の声！

- 団塊の世代が具体的に活動を起こせる仕組みが必要
- ボランティア活動では、何かあったときの責任の問題がある
- 元気な老人のボランティア活動が期待される
- ボランティアをしたくても、情報がないのでわからない
- 中・高生がボランティア活動に消極的
- ボランティアバンクを活用
- ボランティアバンクに登録しても、声がかからないと言っている人もいる
- 将来やってもいいと思うボランティア活動は、環境保全、高齢者・障害者への支援など、助けを得たいものは、買い物（高齢者の）やペットの一時預かりなど身近なこと
- ボランティアと奉仕活動は違う

（地域座談会の意見から）

4. 自立した生活を送ることができる基盤づくり

(1) 相談支援体制の充実

■方向

早期に地域の福祉課題の解決が図られるように相談体制の周知に努めるとともに、複雑多様化する福祉相談へ対応するため、各種相談員の研修の実施や相談機関相互の連携や体系化を図ります。

■施策

①相談体制の周知、充実

町の相談窓口、民生児童委員、障害者相談員等の紹介を行い相談体制の周知に努めるとともに、民生児童委員や障害者相談員等に対する研修の充実など支援に努めます。

②相談窓口業務の充実

介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行など、社会福祉制度の転換期にあって、町民が必要なサービスを適切に利用できるよう、町の相談窓口や地域包括支援センター等を核に、身近なところで福祉分野を問わずワンストップ対応の相談が受けられる体制の整備を図ります。

③社会福祉施設の機能の活用

コミュニティセンターや地域福祉センター等の社会福祉施設が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会福祉施設などの社会資源が地域と連携し、地域福祉を推進できるよう支援します。

④サービスへつなぐ仕組みの充実

住民をはじめ、民生児童委員や地域組織、保健・医療・福祉関係者、地区社協など地域の関係者の連携により、高齢者だけでなく、障害者や子どもをはじめ、すべての住民を対象に、地域での見守り、福祉ニーズの発見、専門機関へのつなぎを行う仕組みを充実します。

(2) 情報提供体制の充実

■方向

福祉サービスの仕組みが、地域住民が自らサービスを選び、事業者と「契約

して利用する制度」に移行してきた中で、サービス利用者が福祉サービスについての情報を分かりやすく正確に得られるように、様々な媒体による情報提供に努めます。

■施策

①ガイドブックの内容充実等

利用者が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者、障害者、子育てに関するガイドブックの内容の充実や適切な配布に努めます。

②分かりやすい情報の提供

ホームページを積極的に活用するなど分かりやすい情報の提供に努めます。特に、高齢者や障害者にとっては、その人の状況に配慮した情報提供を推進します。

(3) 利用者の権利擁護

■方向

利用者本位の福祉サービスとなるよう、社会福祉協議会をはじめ関係機関等と連携を図り、苦情解決制度や地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知、定着を図っていきます。また、公的サービスについては行政評価システムの導入を行い、さらなるサービスの向上に取り組みます。

民間事業者に対してサービス評価制度の導入を促進し、サービス向上への取り組みを促します。

■施策

①苦情解決制度の周知

福祉サービス利用援助事業の適正な運営と福祉サービスの苦情の解決を行う機関としては、栃木県社会福祉協議会に福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、これについて住民への一層の周知を図るとともに、有効活用がなされるよう環境づくりを推進し、苦情の解決を図ります。

②地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知、定着

サービス利用希望者が地域福祉権利擁護事業、成年後見制度を十分に活用できるように、広く住民に制度を周知し、定着を図ります。

また、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、補完し合いながら後見的支

援により住民の権利を擁護する制度であり、両制度の効果的な活用と支援の質の向上、関係機関や身近な地域での取り組みなどとの連携により、より効果的な支援のあり方を検討します。

③自己評価と第三者評価

サービス提供事業者自己評価と第三者評価事業への取り組みを働きかけ、当事者やサービス事業者などと利害のない第三者によって、サービスの内容、スタッフの資質、施設・設備のチェックなどを公平・公正にかつ客観的に評価するサービス等第三者評価体制等の導入を促進します。

また、公的サービスについては行政評価システムの導入により、サービスの客観的評価を行い、常にサービスの質を検討し、さらなるサービスの向上に取り組めます。

●地域福祉権利擁護事業とは

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等で、判断能力が十分でない人や虚弱な高齢者等を対象に、福祉サービスの利用や利用料の支払い、預貯金の払い戻しなどの日常的な金銭管理、書類（預金通帳、印鑑、重要な書類など）の保管といった援助を行うものです。

県内では、とちぎ権利擁護センター（あすてらす）において、平成11年10月から、町社会福祉協議会と連携して、事業が実施されています。

●成年後見制度とは

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等で、判断能力が十分でない人は、財産の管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。そこで、このような判断能力が十分でない人を保護し支援するために定められたのが民法上等の成年後見制度です。

例えばこんなときに利用できます。

○両親が死亡した後、知的障害を持つ子の将来が心配である。

○知的障害者の方がだまされて、使うことがない高価なものを買わされてしまう。

(4) 社会的な支援を必要としている人への支援

■方向

要援護高齢者、障害児・者、児童、子育て中の人、生活困窮者など何らかの社会的な支援を必要とする人に対する支援体制の充実を図っていきます。

■施策

①高齢者の社会参加の促進

地域の行事や活動に高齢者の参加者を増加させるため、行事を主催する団体への支援を行うほか、身近な地域で気軽に集まることのできる場づくりに努めます。

②認知症高齢者の家族への支援

徘徊する高齢者を地域全体で探すことのできるシステムづくりに努めるとともに、地域包括支援センター等、対応窓口の周知を図ります。

③障害児・者の家族への支援

重度の障害児・者を介護している家族等の負担を軽減するため、障害者を一時預かる日中一時支援事業、ショートステイ事業を充実させるとともに、ボランティアや近隣の住民が障害者の家族を支える仕組みづくりに努めます。

④地域ぐるみの子育ての推進

親同士の情報交換の場、子育て学習の場を充実し、育児力の向上を図るとともに、学校外活動の支援や活動を支える人材の育成に努めます。

⑤不登校、ひきこもり対策の推進

不登校やひきこもりの予防を図るため、早期発見、予防のためのネットワークづくりを進めるとともに、相談窓口の紹介、周知を図ります。

⑥生活困窮者対策の推進

生活困窮者の経済的自立を図るため、相談窓口の紹介、周知を図ります。

(5) 保健、医療、福祉等の連携による総合的な対応

■方向

一人ひとりの地域住民の生活を支援するために、ライフサイクルに応じた福

祉、保健、医療サービスの提供にとどまらず、まちづくりや防犯、防災、教育など多様な分野と連携した総合的な取り組みを展開していきます。

また、その原因や背景が多種多様である虐待やひきこもりなどの新たな福祉課題に対応できるよう、医療や保健分野との連携強化を図っていきます。

■施策

高齢者、障害者、子育て中の人に対する福祉、保健、医療サービスをはじめ、すべての住民の健康と暮らしの安心・安全を確保するための総合的なサービスを提供していけるよう、町の担当部署間をはじめ、福祉、保健、医療に携わる各団体間の緊密な連携により、ニーズや実態に応じた情報の提供、調整・連絡に努めます。

(6) 社会福祉協議会の基盤強化

■方向

町の地域福祉の中核的推進組織である社会福祉協議会の活動が円滑に進められるように、事業の周知はもとより、活動内容の充実、調整機能の強化、施設基盤の充実を促進します。

■施策

①町民の理解促進

町民に対して、社会福祉協議会が実施している事業を周知し、理解を促進します。

②機能の強化

経営の視点を導入した事業運営、調整能力の強化等、今後の社会福祉協議会に必要とされる機能の強化を促します。

(7) 地域の福祉拠点づくり

■方向

すべての住民が地域福祉推進の担い手となり、地域の福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換等の交流ができる活動拠点づくりを推進していきます。

■施策

①地域福祉活動拠点の整備

地域の既存施設のあり方を地域福祉活動の視点から見直し、コミュニティ関連施設、空き教室、福祉施設の会議室、空き店舗などを有効活用するなど、地域の実情に応じた活動拠点づくりを推進します。

②総合的な地域福祉拠点の確保

町を挙げて地域福祉を推進するため、推進施設となる総合的な地域福祉拠点の確保に努めます。

地域の声！

- ・日中独居となる老人対策が必要
- ・高齢者等が優先的に入居できる住宅の検討
- ・親を介護しない子どもは、自らの生活を守る関心が低い
- ・独居・両老人世帯が心配である
- ・健康体力増進、栄養摂取の方法、体力づくりを教えてもらえる機会があればよい
- ・認知症の予防
- ・お年寄りよりもただ家にいるだけでなく、外で何かができるようになればよい
- ・1世帯に2人の障害者がいるので心配
- ・児童館の閉館が残念
- ・子育て支援の一環として、子どもの居場所づくりをしているが、なかなか集まらない
- ・地域子ども教室の指導者不足
- ・子どものしつけが課題
- ・アルバイトやニートの人は収入が少ないので結婚できない

(地域座談会の意見から)

5. 安心して暮らせる環境づくり

(1) バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくり

■方向

高齢者や障害者などが積極的に社会参画することができるよう、現状におけるバリア（障害）の状況を把握し、可能なところからバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

■施策

①人にやさしい居住環境の整備

要援護者が安心して家庭や地域で生活できるよう住宅の改善・改善整備を進めるとともに、家族介護の負担軽減を図ります。

②外出しやすい環境整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、段差の解消や歩道の整備等、計画的に道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。

③情報のバリアフリーの推進

情報を入手する上で障害となる様々な条件に対応できる情報提供体制の構築を進めます。

また、インターネットを積極的に活用するとともに、障害の有無や年齢にかかわらず、だれもがやさしく、見やすく、楽しく利用できるよう、町ホームページのユニバーサルデザイン化を進めます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施や点字による表記の確保等に努めます。

(2) 移動手段の確保

■方向

高齢者や障害者などの移動に制約がある人や地域住民が安全に快適に移動できるように、移動手段の確保に努めます。

■施策

①コミュニティバスの導入

移動手段を確保するため、コミュニティバスの導入を推進します。

②路線バスの低床化促進

だれでも利用しやすいよう、路線バスの低床化等を事業者に働きかけます。

(3) 安心・安全な地域づくり

■方向

地域で生じる身近な事件・事故等に速やかに対応できるように、住民、ボランティア、自治会、防犯・防災組織、社会福祉協議会、民生児童委員などの連携のもとで、子どもや高齢者などを地域ぐるみで見守る体制づくりを推進します。

■施策

①高齢者・障害者の安否確認の推進

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者等援護を要する世帯などに対する地域での見守り活動を支援するための情報を提供するとともに、見守り活動の組織化について検討します。

②子ども等の安全確保

子どもを守るための環境整備に努めるとともに、見守りの輪を地域住民に広げるなど、地域と連携した犯罪予防機能を強化します。

また、学校や警察、自治会等、関係者の情報交換を強化します。

(4) 地域の防災力・防犯力の向上

■方向

災害時に迅速に対応できるように自主防災組織の育成に努めるとともに、地域での自主防災組織が主体となった防災訓練や研修等にも積極的な支援を行い、地域住民の防災意識と地域防災力の向上につなげます。

また、災害が発生しても、自力避難困難者への対応が速やかに行われるよう、地域ぐるみの防災体制づくりや近所付き合い、支え合いが活発な地域づくりを促進します。

さらに、警察署や消防署等の関係機関と連携を密にし、犯罪・事故等についての情報共有を行います。

■施策

①自主防災組織の育成

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地域で取り組む防災活動を支援し、隣近所の助け合いによる初期消火や救出救護、避難誘導活動を行う自主防災組織の育成を図ります。

②災害等緊急時の支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者等の急病への対応や、災害等に自力避難困難者が迅速に避難できるよう、地域住民による見守り活動を支援するとともに、地域内の要援護者の把握と情報の共有化を推進します。

また、災害時における情報弱者への対応を検討するとともに、避難所のバリアフリー化に努めます。

要援護者に対して、災害時においてもきめ細やかな支援が行えるよう、避難先やサービス提供に関するマニュアルを作成します。

③地域防災・防犯体制の整備

警察署や消防署等の関係機関と連携を密にし、犯罪・事故等についての情報共有を行います。

(5) サービス利用が困難な人への支援

■方向

福祉サービスが必要であるのに、サービス利用が困難な人に対して、適切な支援が行えるよう、要支援者の発見及び支援に努めます。

■施策

①発見機能の強化

孤独死や虐待、DVなどの問題について、民生児童委員など町民と接する機会の多い関係者・関係機関の情報交換・連携により対応力を強化します。

②支援制度の周知

判断能力が不十分な人の金銭管理や、サービスの利用を援助するため、町社会福祉協議会等が実施している地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度について、制度の周知を推進します。

地域の声！

- ・上三川町は、交通の便が良くないので、障害者・高齢者は大変である
- ・障害者・高齢者のために町内バスを導入したらどうか
- ・緊急時・災害時に即時に対応できる町にしてほしい
- ・避難場所がどこにあるのかわかるようにしてほしい
- ・夜間等になっても安全に活動できる町であってほしい
- ・子ども110番や見守り隊の担い手・指導者の確保
- ・生徒が痴漢にあっていることが心配
- ・通学路に防犯灯を
- ・公園の照明を明るくできないか

(地域座談会の意見から)

V. 重点的に取り組むべき施策

V. 重点的に取り組むべき施策

今後の地域福祉活動を活発化させていく上で特に重要性の高い施策を、地域福祉計画の重点施策と位置づけ、住民参加のもとに重点的に取り組んでいきます。

施 策		概 要
関係機関との緊急時ネットワークづくり		町行政をはじめ町社協・学校・医療機関・福祉施設・警察・消防などの様々な機関が地域における問題を共有し、必要に応じて連携・協力できるような総合的な緊急時ネットワークづくり。
福祉人材・組織の育成	福祉・人権意識の啓発	町民の福祉意識の高揚を図るため、ふれあい健康福祉まつりの充実を図るとともに、地域福祉、人権尊重に係る啓発事業を行う。
	福祉ボランティア・NPOの育成	町社協で行われている中・高校生向けサマースクールやヤングボランティア研修の充実を図るとともに、団塊の世代向けのボランティア研修の開催やボランティア団体・NPOの育成を図る。
総合的な地域福祉拠点の設置		地域福祉に関し町全体の観点から総合的な調整・交流機能、相談・情報提供機能等を持ち、各地域の活動を支援する地域福祉中核拠点の設置。
地域の居場所づくり		地区の公民館、集会場等を利用して、高齢者、児童、子育て中の人等が自由に集まり、情報交換や趣味、健康づくり活動を行う居場所づくりに努める。

VI. 計 画 の 推 進

Ⅵ. 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画は町全体の地域福祉推進の指針であり、全庁的な計画と位置づけられます。このため、計画の推進に当たっては、関係課等と幅広い連携を図り、地域福祉推進のために必要な職員の確保、資質の向上、組織体制づくりを進めます。

(2) 関係機関や各種団体との連携

住民や各種ボランティア、福祉サービス事業者、国・県の福祉関係機関とも連携し、地域福祉の推進に向けた体制を整備していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

町は、これまで町社会福祉協議会と連携して地域福祉の推進に努めてきましたが、今後も、本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、計画のそれぞれの分野で町社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら、本計画に基づく各施策の推進を図っていきます。

(4) 計画の検証、評価

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、執行状況や推進上の問題点を的確に把握しつつ、総合計画実施計画の中で計画の進行管理、評価を行います。

さらに、住民参加の視点から住民意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に対する住民の意識や活動実態に努めるとともに、利用者の立場に立った福祉サービスの適切な評価が行えるよう、住民の声を反映する検証の推進を図ります。

2. 地域住民、事業者、行政の役割分担

区分	主に担う役割	
地域住民	<p>地域福祉の主役である住民には、自らが福祉サービスの受け手としてではなく、担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割を担うことが期待されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉を推進する団体（自治会、地区社協、民生児童委員協議会等）への参加、協力 ●福祉ボランティアなどへの参加 ●地域における課題の把握 ●見守り、声かけなどの自主的な福祉活動 ●地域福祉を担う人材の発掘 など
事業者	<p>福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。</p> <p>また、専門的な知識をもつ職員や施設などを活かし、住民や行政と協働しながら、地域福祉活動の活性化、福祉のまちづくりに参加していくことが期待されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉ボランティアなどの受入れ ●地域との交流 ●サービスの質の向上 ●苦情解決制度の整備 ●相談機能の充実 など

区分	主に担う役割	
町（行政）	<p>地域福祉の推進にあたって、町行政には町民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。</p> <p>そのためには、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育・人権意識の啓発事業の推進 ●地域福祉を推進する団体（町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会など）への支援 ●福祉ボランティアなどの活動支援 ●バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ●福祉などの総合相談体制の整備 ●福祉情報の提供体制の整備 ●保健、福祉、医療等の連携の推進 など

VII. 地域別の福祉力と今後の方向

Ⅶ. 地域別の福祉力と今後の方向

アンケート調査の結果から、町内の地域（小学校区）別の地域福祉力、福祉のまちづくりの方向等は次のように分析・整理されます。

今後は、こうした地域ごとの特性を踏まえつつ、地域福祉活動の展開が期待されます。

1. 本郷小学校区

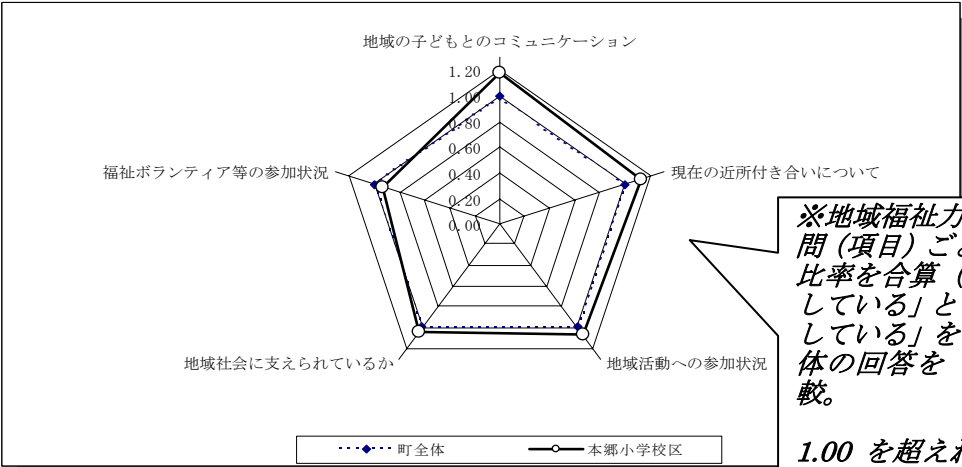
本郷小学校区は、町の北東部に位置する農村地域であり、地域は鬼怒川によって分断された形となっています。

地域の総人口は 3,209 人で、近年減少傾向にあります。高齢化率が 22.9% と町内で最も高くなっています。

住民の地域との関わりは高く、地域福祉力には高いものがあります。

今後においては、鬼怒川により地区が分断されていることなどを反映して、「将来にわたり、安心して生活できるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



※地域福祉力問（項目）ごとに肯定の回答比率を合算（例えば、「満足している」と「ある程度満足している」を合算）し、町全体の回答を 1.00 として比較。

1.00 を超えれば町全体よりも満足度が高く、1.00 未満だと満足度が低い。

●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
本郷小学校区	将来にわたり、安心して生活できる	地域でお互いが支え合い、助け合いができる／安心して施設や在宅サービスが利用できる	子どもが心身共に健やかに育まれる	生きがいを持ち、健康に生活ができる	

●人口及び年齢階層別構成

	人口（人）	構成比（％）
総人口	3,209	100.0
0～14歳人口	380	11.8
15～64歳人口	2,094	65.3
65歳以上人口	735	22.9

人口：平成 18 年 4 月 1 日現在

2. 本郷北小学校区

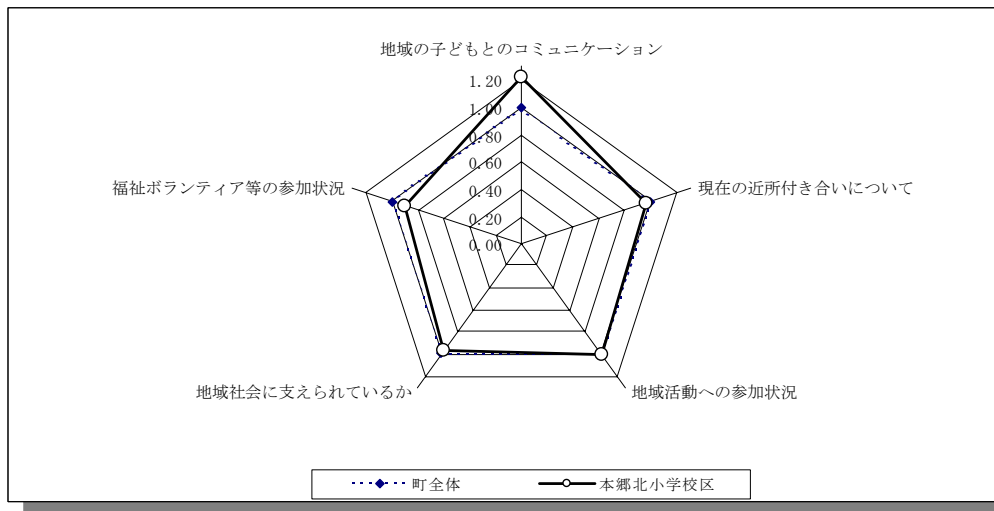
本郷北小学校区は、町の北端部を占め、隣接する宇都宮市の中心部に最も近い位置にあります。地域内には日産自動車の工場があります。

地域の総人口は 4,501 人と町全体の 14.3%を占めています。人口に占める若年層の構成比が高く、高齢化率は 10.0%となっています。

住民の地域との関わりでは、「地域の子どものコミュニケーション」が町全体よりも高くなっています。

今後においては、高齢化の進行を見据え、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
本郷北小学校区	安心して施設や在宅サービスが利用できる	地域でお互いが支え合い、助け合いができる	子どもが心身共に健やかに育まれる ／将来にわたり、安心して生活できる		だれもが尊重され、男女共生が推進される

●人口及び年齢階層別構成

	人口(人)	構成比(%)
総人口	4,501	100.0
0～14歳人口	896	19.9
15～64歳人口	3,155	70.1
65歳以上人口	450	10.0

人口：平成 18 年 4 月 1 日現在

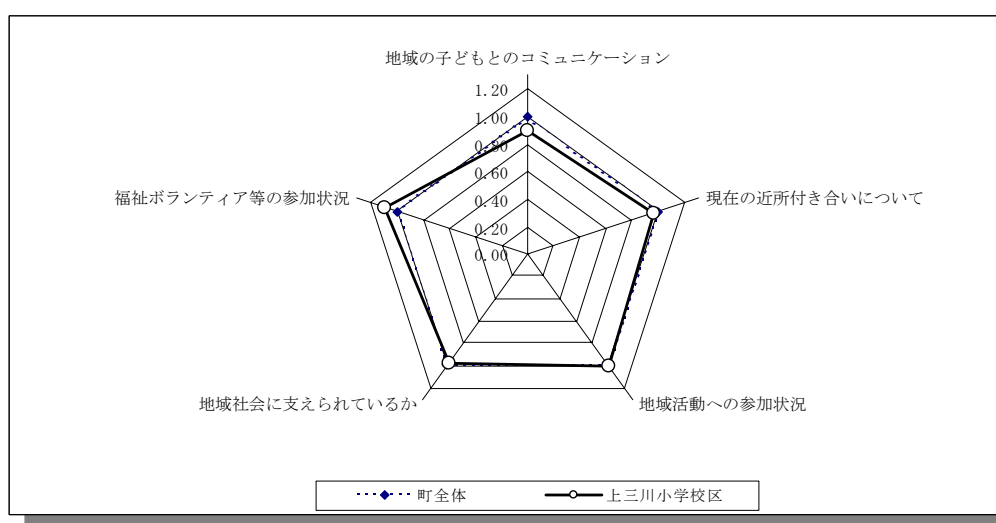
3. 上三川小学校区

上三川小学校区は、町の行政機能等が集まる中心部にあり、人口も 10,829 人と町全体の3分の1（34.5%）を占めています。

住民の地域との関わりでは、町全体と比べて、「福祉ボランティア等の参加状況」が高いものとなっています。

今後においては、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
上三川小学校区	安心して施設や在宅サービスが利用できる	将来にわたり、安心して生活できる	地域でお互いが支え合い、助け合いができる	子どもが心身共に健やかに育まれる	生きがいを持ち、健康に生活ができる

●人口及び年齢階層別構成

	人口（人）	構成比（%）
総人口	10,829	100.0
0～14歳人口	1,624	15.0
15～64歳人口	7,508	69.3
65歳以上人口	1,697	15.7

人口：平成 18 年 4 月 1 日現在

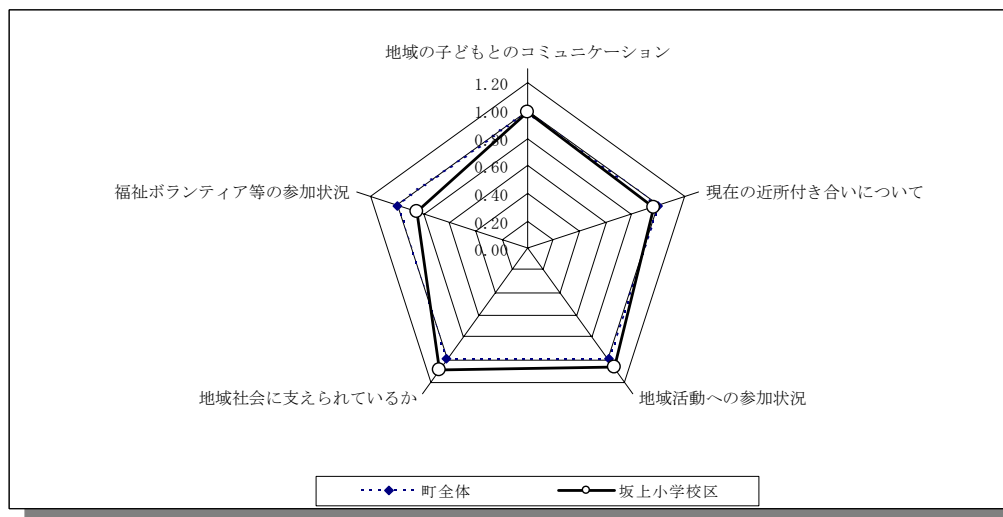
4. 坂上小学校区

坂上小学校区は、町の南端部に位置する、鬼怒川沿いの農村地域です。地域の総人口は2,002人と町内で最も小さな規模となっており、また、人口は減少傾向にあります。高齢化率が19.4%と2番目に高い地域となっています。

住民の地域との関わりでは、町全体と比べて、「地域活動への参加状況」や「地域に支えられている」という意識が高くなっています。

今後においては、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
坂上小学校区	安心して施設や在宅サービスが利用できる	地域でお互いの支え合い、助け合いができる/子どもが心身共に健やかに育まれる	将来にわたり、安心して生活できる	だれもが尊重され、男女共生が推進される/生きがいを持ち、健康に生活ができる	

●人口及び年齢階層別構成

	人口(人)	構成比(%)
総人口	2,002	100.0
0~14歳人口	293	14.6
15~64歳人口	1,321	66.0
65歳以上人口	388	19.4

人口：平成18年4月1日現在

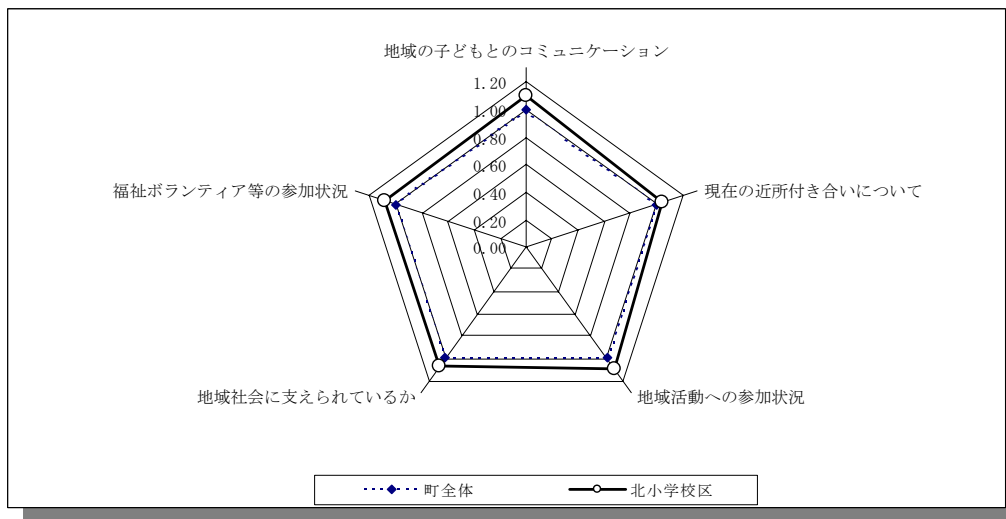
5. 北小学校区

北小学校区は、本郷北小学校区と上三川小学校区に挟まれた地域であり、地域の総人口は 2,733 人と町内で 2 番目に小さな規模となっています。高齢化率は 13.0%と 3 番目に低い学区となっています。

住民は、町全体と比べて、すべての面で地域と関わりが高い生活を送っています。

今後においては、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
北小学校区	地域でお互いが支え合い、助け合いができる	安心して施設や在宅サービスが利用できる	将来にわたり、安心して生活できる	子どもが心身共に健やかに育まれる	生きがいを持ち、健康に生活ができる

●人口及び年齢階層別構成

	人口 (人)	構成比 (%)
総人口	2,733	100.0
0～14歳人口	476	17.4
15～64歳人口	1,901	69.6
65歳以上人口	356	13.0

人口：平成 18 年 4 月 1 日現在

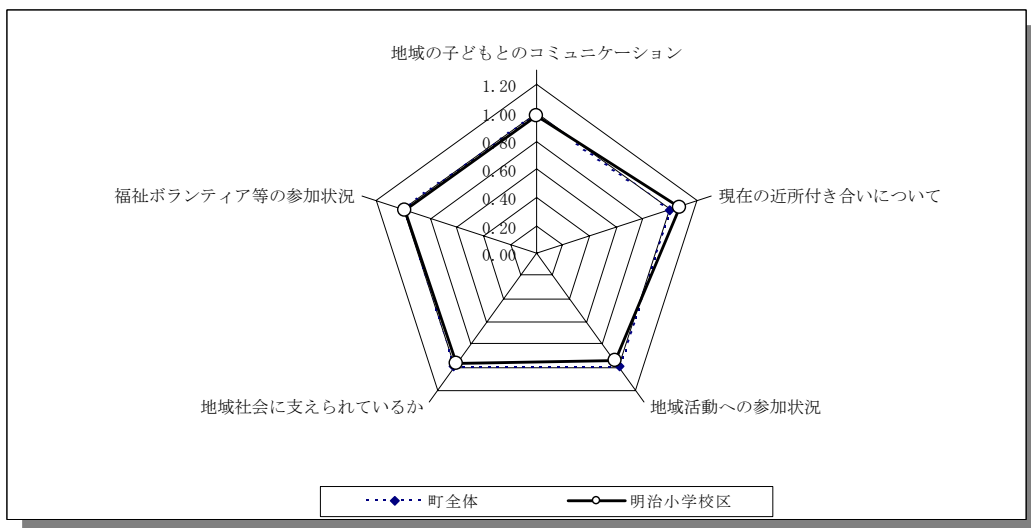
6. 明治小学校区

明治小学校区は、JR石橋駅に近く、近年では住宅団地の分譲開始、土地区画整理事業の完成により最も人口が伸びた学区です。人口は5,391人で、上三川小学校区に次ぐ規模となっています。年少人口が全体の4分の1近く(23.2%)を占めています。

住民の地域との関わりは、町全体とほぼ同様な傾向となっています。

今後においては、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
明治小学校区	安心して施設や在宅サービスが利用できる	将来にわたり、安心して生活できる	子どもが心身共に健やかに育まれる	地域でお互いが支え合い、助け合いができる	だれもが尊重され、男女共生が進まれる

●人口及び年齢階層別構成

	人口(人)	構成比(%)
総人口	5,391	1000
0~14歳人口	1,253	23.2
15~64歳人口	3,519	65.3
65歳以上人口	619	11.5

人口：平成18年4月1日現在

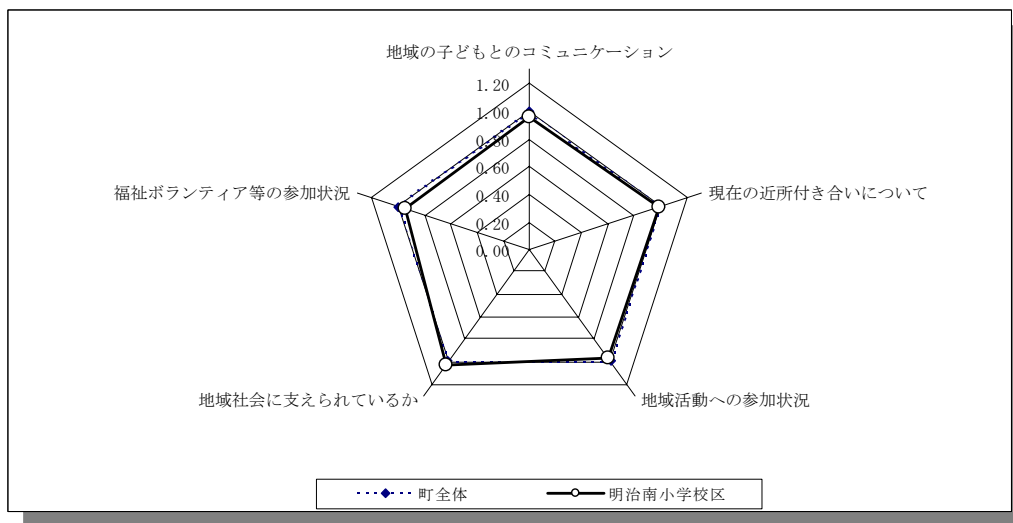
7. 明治南小学校区

明治南小学校区は、町の南西端に位置する近郊農村地域であり、人口は減少傾向にあります。

住民の地域との関わりは、町全体とほぼ同様な傾向となっています。

今後においては、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」づくりが期待されています。

●地域福祉力



●福祉のまちづくりの方向

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
明治南小学校区	安心して施設や在宅サービスが利用できる	将来にわたり、安心して生活できる	地域でお互いが支え合い、助け合いができる	だれもが尊重され、男女共進が進められる	生きがいを持ち、健康に生活ができる

●人口及び年齢階層別構成

	人口(人)	構成比(%)
総人口	2,762	100.0
0~14歳人口	431	15.6
15~64歳人口	1,823	66.0
65歳以上人口	508	18.4

人口：平成18年4月1日現在

資 料 編

資料編

平成 17 年 12 月 12 日

条例第 44 号

1. 上三川町地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画の策定にあたり、意見を求めるため、上三川町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 町議会厚生常任委員会委員長及び副委員長
- (2) 町民生児童委員協議会の代表者
- (3) 社会福祉法人上三川町社会福祉協議会の代表者
- (4) 社会福祉法人上三川町社会福祉協議会地区社会福祉協議会連絡協議会の代表者
- (5) 福祉関係団体の代表者
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。
- 3 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

2. 上三川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	区分	所属等
委員長	小池明善	町議会厚生常任委員会委員長 及び副委員長	町議会厚生常任委員会委員長
副委員長	志鳥裕昭	町社会福祉協議会の代表者	町社会福祉協議会会長
委員	山本辰夫	町議会厚生常任委員会委員長 及び副委員長	町議会厚生常任委員会副委員長
委員	内堀晴弘	町民生児童委員協議会の代表者	町民生児童委員協議会会長
委員	増淵鉦一	町地区社協連絡協議会の代表者	町地区社協連絡協議会会長
委員	小平政子	福祉関係団体の代表者	ボランティア連絡協議会会長
委員	田崎芳男		老人クラブ連合会会長
委員	大塚アヤ		身体障害者福祉会会長
委員	鬼頭行尚		四つ葉会会長
委員	宮村涼子		上三川町子ども会連合会代表
委員	鈴木美恵子		上三川町健康づくり推進協議会代表
委員	小口貞夫		学識経験を有する者
委員	野沢とも子	女性団体連絡協議会代表	
委員	小倉章平	コミュニティ推進協議会代表	
委員	増淵盟美	福祉実践者	

3. 上三川町地域福祉計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成17年	
10月13日	上三川町地域福祉に関するアンケート調査の実施
11月30日	
12月11日	第1回地域福祉講演会 講師：東京国際大学福祉心理学科専任講師 中島 修氏
平成18年	
4月 1日	地域福祉計画策定委員への委嘱状交付
4月28日	第1回策定委員会
8月 4日	地域福祉座談会（坂上小学校地区）
8月 5日	地域福祉座談会 （上三川小学校地区、明治小学校地区）
8月 6日	地域福祉座談会 （本郷小学校地区、本郷北小学校地区） （明治南小学校地区）
8月 8日	地域福祉座談会（北小学校地区）
11月27日	第2回策定委員会
平成19年	
2月20日	第3回策定委員会
3月17日	第2回地域福祉講演会 講師：国際医療福祉大学医療福祉学科教授 小林雅彦氏
3月29日	第4回策定委員会 上三川町地域福祉計画決定